

伊那市文書管理・電子決裁システム導入及び運用保守委託業務に係るプロポーザル審査要項

1 趣旨

本要綱は、「伊那市文書管理・電子決裁システム導入及び運用保守委託業務公募型プロポーザル実施要領」に定める事項のうち、受託候補者を選定するための審査方法について、評価項目等の必要な事項を定めるものとする。

2 審査委員

審査委員長を総務部長とし、総務課長及び情報政策推進課長並びに審査委員長が指名する課長級、課長補佐級又は係長級職員 5 名の計 8 名とする。

3 採点方法

- (1) 企画提案の内容は、プロポーザルの参加者から提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションにより採点をする。
- (2) 評価点は、2,000 点を満点とする。
- (3) 審査委員は、別紙「審査基準」中、「企業実績評価」、「提案書評価」及び「取組方針」の各項目について採点を行うものとし、各参加者の企画提案の内容及びプレゼンテーション内容を比較し、採点項目ごとに優劣をつけることとする。なお、採点項目にて参加者から提案のない項目については 0 点とする。
- (4) 別紙「審査基準」中、「企業実績評価」、「提案書評価」及び「取組方針」については、各審査委員による項目ごとの評価点を積算した点数をもって審査委員会の評価点数とする。なお、上記各項目に対する審査委員 1 人あたりの配点は、次のとおりとする。

審査基準の配点	審査委員 1 人あたりの配点
600 点	75 点
200 点	25 点
120 点	15 点
80 点	10 点
40 点	5 点